

妊活を頑張るご夫婦を支援！

不妊治療費等を助成します

市では、不妊に悩むご夫婦への支援として、特定不妊治療費、男性不妊治療費および男性不妊検査費の一部を助成しています。

① 特定不妊治療費

◆対象者（a・b・cいずれも満たす夫婦）

- a 夫婦の一方または双方が、1年以上市内に住民登録があり、婚姻している
- b 千葉県特定不妊治療費助成事業決定を受けている
- c 夫婦共に市税の滞納がない

② 男性不妊治療費

◆対象者（a・b・c・dいずれも満たす男性）

- a 妻が千葉県特定不妊治療費助成事業決定を受けている
- b 千葉県男性不妊治療費助成事業決定を受けている
- c 夫が1年以上市内に住民登録がある
- d 夫婦共に市税の滞納がない

③ 男性不妊検査費

◆対象者（a・b・cいずれも満たす男性）

- a 夫婦双方が検査実施から申請まで市内に住民登録があり、婚姻している
- b 検査実施日において妻が43歳未満
- c 夫婦共に市税の滞納がない

◆対象となる検査

保険診療外の男性不妊検査（1年度1回、上限1万円）

申請期限

①・②は県の決定の翌日から起算して90日以上経過していないこと、③は検査を行った年度内（4月～翌年3月）

お問い合わせは、
健康管理課（2階）
☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

成人男性の風しん抗体検査 および予防接種の費用助成

市では、風しんの流行を防ぐため、風しん抗体検査および予防接種を無料で実施します。

◆対象

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

◆実施方法

昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に、無料クーポン券を6月末に送付しています。

※昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性で、今年度中に検査などを希望する方は、個別に発送しますのでお問い合わせください。

◆実施期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

◆クーポン券が届く前に検査などを実施した方

平成31年4月1日から令和元年6月30日の期間に、検査などを自費で実施した方は、健康管理課へ償還払い（払い戻し）の申請をしてください。

詳しくは、健康管理課ウェブページをご覧ください。
※償還払いの申請期間は、検査などを実施した日から2年間です。

平成31年4月1日		令和元年6月30日	
償還払い対象外期間	償還払い対象期間	クーポン券使用期間	償還払い対象項目
抗体検査	→ 予防接種		⇒ 予防接種のみ
	抗体検査 → 予防接種		⇒ 抗体検査および予防接種
	抗体検査 →	→ 予防接種	⇒ 抗体検査のみ
	予防接種のみ (予防接種の前に抗体検査をしていない)		⇒ 償還払い対象外

お問い合わせは、
健康管理課（2階）
☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。
お問い合わせは、秘書広報課☎(20)1512、FAX(20)1601へ。



◆助成額
県助成額を除いた自己負担額（治療内容により上限5万円～10万円）

◆助成額

県助成額を除いた自己負担額（上限10万円）